

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 21 期 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

2025 年 9 月 26 日作成

HLB Meisei 有限責任監査法人  
東京都台東区元浅草三丁目 7 番 1 号  
住友不動産上野御徒町ビル 9 階  
統括代表社員 武田 剛

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

目的： 1. 財務書類の監査又は証明の業務

2. 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談の業務

沿革： 平成 17 年 5 月 千代田区にて明誠監査法人設立

平成 17 年 12 月 品川区五反田へ移転

平成 19 年 5 月 中央区京橋へ移転

平成 22 年 2 月 HLB International にメンバーファームとして加入

平成 24 年 3 月 中央区日本橋本石町へ移転

平成 26 年 8 月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を明誠有限責任監査法人に変更

令和 1 年 10 月 法人名称を HLB Meisei 有限責任監査法人に変更

令和 5 年 4 月 台東区元浅草へ移転

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

有限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### (1) 業務概要

###### ・保証業務

財務諸表監査：金融商品取引法監査

会社法監査

その他任意監査

内部統制監査

・財務書類の調製、財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和7年6月30日現在

| 種別          | 被監査会社等の数 |         |
|-------------|----------|---------|
|             | 総数       | 内大会社等の数 |
| ① 金商法・会社法監査 | 10 社     | 10 社    |
| ② 金商法監査     | 0 社      | 0 社     |
| ③ 会社法監査     | 5 社      | 1 社     |
| ④ 学校法人監査    | 0 社      | 0 社     |
| ⑤ 労働組合監査    | 0 社      | 0 社     |
| ⑥ その他の法定監査  | 40 社     | 0 社     |
| ⑦ その他の任意監査  | 8 社      | 0 社     |
| 計           | 63 社     | 11 社    |

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等に行った業務 1 社

その他の会社等に行った業務 26 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

「誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出し、公正かつ健全な国際社会の発展に寄与する事」を基本理念として掲げています。また、「信頼を得るために、与えられた業務に誠実に向き合うこと。」

「高品質の業務を遂行するために、専門知識と技術の向上に努めること。」「公正不偏の態度を貫くために、誘惑や圧力に屈しない人格の形成に努めること。」「より良

い成果を出すために、チームワークを大切にすること。」「先人の知恵に学び、自ら創意工夫、日々努力して、ベストをつくすこと。」を基本行動指針としています。

## ② 経営管理に関する措置

当監査法人は、経営意思決定機関である社員会のもとに、業務執行を統括する統括代表社員を置き、各部門に職務を分掌させ、適切な指示、承認及び報告体制を整えています。

監査業務の執行部門として、監査第一部と監査第二部を置き、そのサポート組織として品質管理部、経営管理部、情報技術部を置くとともに、経営戦略を力強く推進する機関として戦略推進室を置いています。

戦略推進室は、統括代表社員が直接統括し、教育研修グループ、グローバル・グループ、サステナブルグループを置いて、戦略の具体化と部門横断的な協力体制を構築しています。

また、第3者の知見を活かし、経営を監督する期間として外部の有識者1名と統括代表社員から構成される評議委員会を設けています。

## ③ 法令遵守に関する措置

品質管理規程、インサイダー取引防止規程、情報管理規程、個人情報保護規程、社員倫理規程、スタッフ倫理規程等の諸規定を整備し、役職員へ研修等を通じて周知徹底を図るとともに、全役職員から必要な文書を定期的に徴収し、法令遵守のための取り組みを行っています。

## ④ その他

該当事項なし

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

### ① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、監査部とは独立した組織として、品質管理部を設置しています。監査業務が監査の基準における要求事項を遵守されるように、品質管理システムの整備、運用及び監視を主に担っています。また品質管理に必要な情報をタイムリーに発信するとともに、現場からの質問などにも適宜対応する体制を敷いています。

### ② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人の品質管理部では監査業務の兼務者が一部おりますが、以下のような業務運営を行っており、独立性を確保するための体制を整えています。

- ・品質管理活動の責任者である品質管理部長は、監査業務のうち審査業務のみを兼務しております。審査業務のみであるため、品質管理活動との独立性に関するリスクは低いと考えておりますが、当該審査についてのモニタリング業務については、統括代表社員が再検証を行うなどの措置を講じております。

- ・品質管理部所属のスタッフ1名は、監査チームの一員として上場会社1社のみ業務しております。これは、品質管理部の業務が監査実務と乖離することを防ぐために、スタッフ1名のみ1社に限定して行うことにより、監査業務を理解することと、品質管理業務の独立性のリスクを限定することを企図したものです。当該業務については、品質管理部長又は品質管理部所属の他のスタッフがモニタリングを実施することにより独立性を確保しています。

### (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

#### ① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

#### ② 業務の品質の管理の目的

当法人は、監査及び保証その他の業務を実施するにあたり、以下の合理的な保証を提供するための品質管理システムを運用しています。

- ・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

#### ③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

##### ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

職業倫理及び独立性の保持については、品質管理規程、並びに倫理規程に定めを置くと共に、監査従事者に対する研修の実施と独立性チェックリスト及び誓約書の定期的徴収、一定の株取引に関する届出の義務付けなどの措置を講じています。

##### イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規締結及び更新に先立ち、公認会計協会の様式を利用して、監査実施者が独立性を遵守していることを確認するとともに、経営者の誠実性及び倫理的価値観、経営環境等や過去の財政状態及び経営成績、内部統

制の整備状況等について概括的に把握し、不正リスクを考慮して監査契約の新規締結及び更新に伴うリスクを評価しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、公認会計士協会の様式を利用して、監査契約の新規締結及び更新に当たり、監査実施者の十分な時間を含む、業務を実施するための適性及び能力を有しており、関連する職業倫理に関する規定を遵守できるか判断しております。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る契約の新規締結は、委員会の承認を必要とする等のルールを定め、運用しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者については、その職責を果たすための適切な適性、能力、及び権限を有し、十分な時間を確保できること、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できること等を考慮し、選任することとしています。

監査チームのメンバーについては、監査業務の遂行に必要な専門的知識、技能及びその他の能力、実務経験、教育訓練による成熟度等を考慮し選任することで、適切な監査チームの編成を行うこととしています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、監査人としての知識、能力、経験、執務態度、執務能力、職業的懐疑心の発揮などの能力を評価するとともに、内部の定期的検証結果、公認会計士協会のレビュー結果、公認会計士・監査審査会の検査結果、所属するネットワークである HLB International のピアレビューの結果等を総合的に判断し、統括代表社員が決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人では、公認会計士のみならず監査に関連した資格保有者、新卒採用者、監査未経験者や監査に関連した資格取得を目指している受験者等を幅広く採用しており、十分な時間の確保を含め充実した研修の実施による人材育成が求められています。

具体的には、監査業務及び関連サービスの質的水準の維持・向上を図り、監査法人としての品質の向上を図ることを目的として、繁忙期を除く毎週3時間の定期研修、毎週30分強の週礼時研修、9月第1週5日間の夏季集中研修等を実施しており、業務時間内に年間100時間以上の研修を実施しています。受講必須研修の未受講者には補講後の研修報告申請を義務付け

ており、当該研修報告に基づき指定研修の受講状況を確認しております。  
その他には、資格取得・自己学習支援制度を導入し、社員及び監査スタッフに専門的能力の維持、向上を促しております。

(ウ) その他

(専門要員の採用及び評価)

専門要員の採用については、監査に関する必要な知識を習得する潜在的能力があり、監査業務を積極的に行う人材になると考えられる者を採用することとしています。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正當に評価し報酬及び昇進を決定することとし、毎年1回統括代表社員が人事考課を行っています。

(テクノロジー資源の取得又は開発、維持及び利用に関する方針又は手続)  
テクノロジー資源の取得又は開発に当たっては、コスト対効果を考慮しつつ、テクノロジー資源が業務実施者の知識や技術を支え、効率的かつ高品質の監査業務が安定的かつ正確に遂行できることを目指すこととしています。具体的には、クラウドサービスの利用としてサンプリングツール、証憑及び文書突合ツールの活用、並びに、データ分析ビジュアル化等の活用により、監査の効率化、調書の標準化を図っております。

また、セキュリティ上の脆弱性に対応するため、データはすべてクラウド化し、デバイス上にデータが残らないようにしております。また、PC等のデバイスを一元管理し、セキュリティの設定、ソフトウェアのインストール、OS等の更新を速やかに実施しております。ITに関して障害等が発生した場合の対応措置についても定めています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合、必要に応じて品質管理部に専門的な問合せを実施する。品質管理部は、調査を実施して討議をするとともに、必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせる監査チームへ提供することとしています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合は、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならないと定めています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務を除き、各監査業務に対して1名の審査担当者を定め、全ての監査業務について審査を実施しております。審査が必要な監査業務については、審査が完了したのちでなければ、監査報告書は発行してはならないこととしています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理は、意見表明後概ね60日以内に最終的なアーカイブ化（PDFファイル形式）を完了するものとし、この最終的な整理期間中において実施できる作業を事務的な作業に限定しております。意見表明後に実施した監査調書の最終的な整理の内容について、「監査ファイル整理にかかる自己点検チェックリスト」を用いて、監査チームは記録・確認しております。

監査調書の不適切な変更を防止するための特例として、金商法監査の期末に限り、上記に加えて、意見表明後遅滞なく、1回目のアーカイブ化を行うことを必要とする、2段階でアーカイブ化を実施する監査調書の登録・管理のルールを別途定め、運用しております。

最終的な整理後の監査調書は、すべてPDFファイル形式で電子調書として調書保管庫フォルダに保管します。当該調書保管庫フォルダの編集権限を品質管理部に限定することで、監査チームメンバーによる電子ファイルの追加、変更又は削除ができない仕組みにしております。

整理後の電子調書の修正又は追加する場合、「修正又は追加が必要となった具体的理由」について品質管理部の確認・承認を得るとともに、新たなドキュメントとして、修正前・修正後のアーカイブ済の調書を保存することとしております。

(オ) その他

特質して記載すべき事項はなし。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

- ・情報システム

当法人では、法人内で品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持するために、グループウェアを利用しております。

- ・法人内のコミュニケーション

当法人は、法人全体のコミュニケーションを促進するために、社員会、リーダー会、週礼、監査チームミーティングを行っています。これらのコミュニケーションを通して得られた関連性のある信頼性の高い情報は、グループウェアや週礼等を伝達経路として、社員、職員及び監査チームへ伝達しております。

- ・外部の者とのコミュニケーション

外部にコンプライアンス・ホットラインを設置しております。外部から通報された情報は、コンプライアンス・ホットライン担当責任者が対応を判断し、業務に反映するほか、調査や聞き取りなどを行う手続を設定しています。また、調査結果をまとめ調査チームとしての評価を付して、「調査報告書」を統括代表社員に提出する体制を整備しており、品質管理システムの維持を図っています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人では、監査人の交代に際して前任の監査事務所の監査責任者は、監基報900「監査人の交代」に準拠して、監査業務の十分な引継を行うこととし、後任の監査事務所の監査責任者は、監基報900「監査人の交代」に準拠して、監査業務の十分な引継を行うことと品質管理規程で定めています。

当法人が前任の監査事務所となる場合、監査責任者は後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達することとし、後任の監査事務所からの質問及び調書の閲覧に応じるように定めています。

当法人が後任の監査事務所となる場合、監査責任者は前任の監査事務所に対して質問及び調書の閲覧を求め、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項については、その検討過程及び結果を調書に記録するように定めています。

いずれの場合にも、実施した監査業務の引継の内容について、相互に確認し、その記録をそれぞれが保管しなければならないこととしています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、統括代表社員であり、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任は、品質管理部長が負います。これには独立性に係る要求事項の遵守とモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任が含まれます。また、不正リスクに関する品質管理の責任も負っています。

品質管理システムの運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用については、責任を割り当てられた者が、品質管理システムに関する最高責任者に対して、直接報告することができる体制の整備を品質管理規程で定めています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人では、品質リスクの識別及び評価については、原則として品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号「監査事務所における品質管理に関するツール(実務ガイダンス)」を利用しています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

・モニタリング及び改善プロセス

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを品質管理規程で定め、これを実行しております。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を品質管理部部長とし、品質管理部が、品質管理システムの整備・運用状況の有効性をモニタリングしております。

当該モニタリング活動には、完了した監査業務の検証が含まれており、不正リスク対応基準が適用される会社を対象として、毎年実施しております。監査責任者ごとに少なくとも3年に一度、対象業務を選定しております。

・発見事項の評価、不備の識別と評価および不備への対処

モニタリングプロセスにより発見された発見事項は、根本原因の分析結果を

踏まえ、関連部門と連携して改善措置を取りまとめ、その実施状況をモニタリングすることにより、改善活動を実施しております。

当該発見事項等については、最終的に社員会に報告することとしております。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人は、統括代表社員を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理システムの整備及び運用の年次評価基準日を6月30日と定めています。2025年6月30日現在の評価の実施において、当法人の品質管理システムの一部に下記の重要な不備を検出しており、品質管理システムの整備及び運用について、重大ではありませんが広範ではない識別された不備を除き、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しました。

監査事務所の業務運営に関する資源に関して、以下の発見事項が認められます。

当法人は監査の実務経験が3年以内の比較的经验が浅い監査実施者が多いため、監査業務において軽微な不備が認められ、また、統括代表社員が監査業務に時間を割かざるを得ないことから、法人全体の管理業務で軽微な不備が生じております。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

識別された不備については、新規の人材の獲得、既存の監査スタッフの育成及び監査スタッフの能力をサポートする体制の整備の3つの方法により、改善を図っていくこととしています。具体的には、以下の通りです。

(ア) 知識や経験が豊富な専門要員の獲得等採用活動をさらに強化いたします。具体的には、媒体の多様化、エージェントの利用を開始し、統括代表社員の人脈を活用する等人材獲得に努めております。

(イ) 構成員の実務に役立つ知識及び技術を身に着けるために、①定期研修、②夏季集中研修、③週礼時研修、④チーム内研修等各種研修の実施により、監査業務に必要な知識の習得及び能力開発の支援を継続してまいります。モチベーションの向上として、OJT体制や目標管理制度が整備・運用され、高い給与水準の維持や福利厚生の実施等により、人材定着を図っております。

(ウ) 監査業務に関する知識・経験等ノウハウをデータベース化し必要な時に素早く活用できるよう、イントラネット監査マニュアルに集約を図ってまいります。IT ツールを活用することでクライアントから入手した財務数値データの取込、

加工、抽出、集計、及び分析資料作成までの一連の業務の自動化により監査業務の効率化、調書の標準化を図っております。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

独立性の保持に関して上記のような措置を講じているほか、審査制度等の整備により、第三者が社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす可能性が排除されていると考えています。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2022 年 12 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の統括代表社員武田剛は、当法人の第 21 期（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることについて、確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

HLB International

- (2) 提携を開始した年月

平成 22 年 2 月

- (3) 業務上の提携の内容

海外に本社のある日本法人の子会社の監査、保証業務等

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

HLB International は、1969 年に設立された独立した会計事務所による国際ネットワークであり、155 ケ国 1,139 事務所に及ぶメンバーファームから構成され、5 万人以上のスタッフを擁しています。

全てのファームは本部またはメンバーファームによる品質保証レビューを定期的に受けることとなっています。また、HLB International が定めた国際監査マニュアルと国際品質管理手続を各メンバーファームは適用しなければならないとされています。

メンバーファームは他の国又は地域の業務を当該地域のメンバーファームへ委託する仕組みになっています。

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計  |
|-------|------|-----|
| 6 人   | 0 人  | 6 人 |

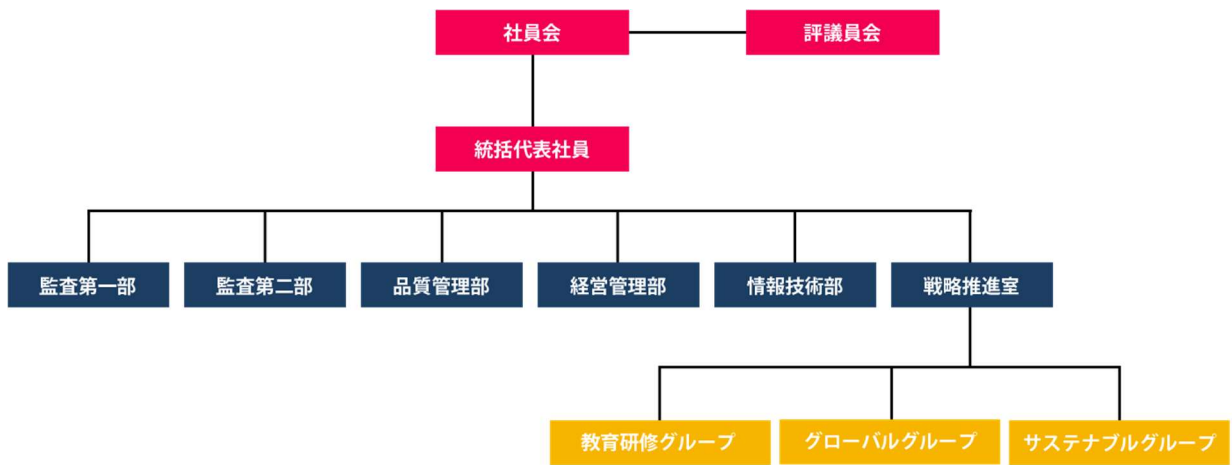
### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的          | 合議体の構成 |      |     |
|--------|-----------------|--------|------|-----|
|        |                 | 公認会計士  | 特定社員 | 計   |
| 社員会    | 法人の最高意思<br>決定機関 | 6 人    | 0 人  | 6 人 |

## 三. 事務所の概況事務所の概況

| 名称                         | 所在地                                           | 当該事務所に勤務する者の数 |          |     |                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------|---------------|----------|-----|-----------------------|
|                            |                                               | 社員            |          |     | 公認会計士<br>である<br>使用人の数 |
|                            |                                               | 公認<br>会計士     | 特定<br>社員 | 計   |                       |
| HLB Meisei<br>有限責任監査<br>法人 | 東京都台東区元浅草 3 丁目 7 番<br>1 号<br>住友不動産上野御徒町ビル 9 階 | 6 人           | 0 人      | 6 人 | 2 人                   |

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位： 千円)

|         | 令和 6 年度<br>令和 6 年 7 月 1 日～<br>令和 7 年 6 月 30 日 | 令和 5 年度<br>令和 5 年 7 月 1 日～<br>令和 6 年 6 月 30 日 |
|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売上高     |                                               |                                               |
| 監査証明業務  | 409,228                                       | 358,674                                       |
| 非監査証明業務 | 14,244                                        | 18,176                                        |
| 合計      | 423,472                                       | 376,850                                       |

2. 直近の二会計年度の計算書類

※ 添付を参照。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

対象外（収益が 10 億円未満のため）

4. 供託金等の額

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額 | 12,000,000 円 |
| 供託所へ供託した供託金の額             | 14,000,000 円 |

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

規定されている供託金の全額を供託しているため責任保険契約を締結しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

大黒屋ホールディングス株式会社

트레이ダーズホールディングス株式会社

株式会社プロパスト

株式会社ジェイホールディングス

ダントーホールディングス株式会社

ブロードメディア株式会社

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社

株式会社リミックスポイント

株式会社アクアライン

以上